

取引代金受領に関する依頼書について

1. 依頼書について

『取引代金受領に関する依頼書』により登録した住所、取引銀行で支払処理を致します。請求書で登録と異なった内容をご指定頂いた場合でも、登録しております内容で支払処理を致しますのでご了承下さい。
当依頼書は新規の取引、又は登録内容に変更があった場合速やかに提出して下さい。新規、変更ともに項目を漏れなく記入し、変更箇所は「□」にチェックして下さい。

2. 記入について

記入サンプルを参考にし、必要事項を漏れなく記入し提出して下さい。

(1)取引先コード未取得のお取引先様

『取引代金受領に関する依頼書』を受領後、貴社の取引先コードを採番致します。取引先コードは請求書作成時に必要です。

(2)取引先コード取得済みのお取引先様

登録内容の変更は『取引代金受領に関する依頼書』で行います。登録内容に変更があった場合は、変更箇所には「□」にチェックして必ず取引先コード及び会社名と上段の金銭証券領収印鑑又は取引印鑑押印は必須です。

3. 支払通知書について

支払通知書の送信先は【FAX番号】又は【E-mail】より選択して下さい。
尚、E-mail希望の場合は、可能な限り会社共通のメールアドレスで登録をお願い致します。(担当者のメールアドレスの場合は、担当者が変更の都度『取引代金受領に関する依頼書』の提出が必要となります。)

4. 約束手形の郵送について

集金場所が遠隔であり約束手形の郵送を希望する場合は、事前に①～③の書類を経理部宛にご郵送下さい。また、約束手形の郵送を希望する場合は『取引代金受領に関する依頼書』で、約束手形の郵送希望を選択して下さい。

①領収書(領収書日付は支払日、印鑑照合カードにより登録をした金銭証券領収印鑑の押印)

②印鑑照合カード

③宛名入返信用封筒 縦23cm、横12cm (配達証明相当切手¥839円貼付)

郵送先 〒321-1261

栃木県日光市今市1112-2 下今市駅前東武ビル3階

東武建設株式会社 経理部宛

5. 金銭証券領収印鑑について

金銭証券領収印鑑は、領収書に使用されている印鑑を押印して下さい。領収書は約束手形による支払の場合に必要であり、支払に約束手形が含まれない場合でも金銭証券領収印鑑の登録が必要です。でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)を希望される方のみ、印鑑照合カード部分の押印は不要です。

6. でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)について

でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)による支払の決済口座は、取引銀行の振込口座と同一に限ります。
別紙【でんさいネットご留意事項】をご参照下さい。

でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)を希望される方は、印鑑照合カード部分の記入は不要です。

なお、ご不明な点は経理部(TEL:0288-25-3452)までお問い合わせ下さい。

以上

